

岩手県告示第 964 号

岩手県統計調査条例（昭和 24 年岩手県条例第 54 号）第 2 条の規定に基づき、岩手県健康調査を次のとおり実施する。

平成 18 年 10 月 13 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 調査の目的 県民の運動、喫煙、飲酒、健診受診等の生活習慣の実態及び意識を把握することにより、県民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画及び医療費適正化を推進するための計画の策定に必要な基礎資料を得ること。
- 2 調査事項 食生活、睡眠、身体活動、口腔^{くわう}、喫煙、飲酒、内臓脂肪症候群、健康診断又は健康診査、保健指導等に関する事項
- 3 調査の範囲 平成 17 年国勢調査地区より設定された単位区より無作為に抽出した県内 48 地区内の 6 歳以上の世帯員
- 4 調査期間 平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 1 月 31 日まで
- 5 調査の方法 保健所職員等の調査員が調査対象世帯に対して行う説明会又は巡回訪問の際に配布する調査票に、被調査者が記入し、郵送により提出する方法による。